

岐阜県スポーツ推進県民会議設置要綱

(設置)

第1条 岐阜県清流の国スポーツ推進条例第16条に基づき、スポーツの推進に関する施策について、広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、スポーツを始めとした各分野における有識者の方々にそれぞれの目線から意見を聴くことを目的とする岐阜県スポーツ推進県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(聴取事項)

第2条 県民会議においては、岐阜県清流の国スポーツ推進条例第7条から第15条に規定する施策について意見を聴取する。

(組織)

第3条 県民会議は、委員20名以内で組織する。

- 2 委員は、第1条に規定する分野における有識者等のうちから知事が選任する。
- 3 県民会議に座長を置き、委員のうちから互選する。
- 4 座長は、会議の進行を行う。
- 5 座長は、座長代理を指名することができる。
- 6 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 県民会議は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(分科会)

第6条 県民会議は、必要に応じ、分科会を置くことができる。

(事務局)

第7条 県民会議の事務局は、岐阜県観光文化スポーツ部地域スポーツ課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営上必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。